

令和6年度
図書館等職員著作権実務講習会

著作権法各論 I
(図書館資料の複製等)



図書館等での著作物利用に関連する「著作権の制限」

利用行為		関係する著作権	関係する権利制限規定
複写サービス 公衆送信サービス等		複製権（21条） 公衆送信権等（23条）	図書館等における複製等（31条）
館内閲覧	書籍	—	—
	録音図書	口述権（24条）	営利を目的としない上演等（38条1項）
	音楽資料	演奏権（22条）	
	映像資料	上映権（22条の2）	
朗読会		口述権（24条）	営利を目的としない上演等（38条1項）
貸出	映像以外	貸与権（26条の3）	営利を目的としない上演等（38条4項）
	映像資料	頒布権（26条）	営利を目的としない上演等（38条5項）
点訳		複製権（21条）	視覚障害者等のための複製等（37条1項、2項）
音訳		複製権（21条）	視覚障害者等のための複製等（37条3項）
美術の著作物等の 展示、展示に伴う 複製等		展示権（25条） 複製権（21条）等	原作品の所有者による展示（45条） 展示に伴う複製等（47条）

著作権法第31条（図書館等における複製等）

条項	利用主体	利用行為
第31条第1項	国立国会図書館 その他の図書館等	図書館等における複製 ・ 複写サービス ・ 保存のため必要がある場合 ・ 絶版等資料の複製物の提供
第31条第2項～5項	特定図書館等	公衆送信サービス ※補償金の支払義務あり
第31条第6項	国立国会図書館	納本資料の電子化
第31条第7項	国立国会図書館	他の図書館等向けの絶版等資料の送信
第31条第8項～11項	国立国会図書館	個人向けの絶版等資料の送信サービス

講義内容

1. 図書館等における複製

- (1) 「図書館等」の要件
- (2) 複製できる3つの場面

2. 特定図書館等における公衆送信

- (1) 「特定図書館等」の要件
- (2) 公衆送信サービス

3. 国立国会図書館に認められている行為

- (1) 納本資料の電子化
- (2) 他の図書館等向けの絶版等資料の送信
- (3) 個人向けの絶版等資料の送信サービス

講義内容

1. 図書館等における複製

(1) 「図書館等」の要件

(2) 複製できる3つの場面

2. 特定図書館等における公衆送信

(1) 「特定図書館等」の要件

(2) 公衆送信サービス

3. 国立国会図書館に認められている行為

(1) 納本資料の電子化

(2) 他の図書館等向けの絶版等資料の送信

(3) 個人向けの絶版等資料の送信サービス

1. 図書館等における複製

第31条の趣旨：

図書館等の果たしている公共的奉仕機能に鑑み、図書館等が利用者の調査研究目的のために行う図書館資料の複製や図書館資料の保存・活用のための複製等について、権利者の許諾なしにできることとした。



図書館・美術館・博物館
公共的な役割や文化の発展
への貢献



著作権者の利益

1. 図書館等における複製

(図書館等における複製等)

著作権法施行令

第三十一条 国立国会図書館及び図書館、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条及び第百四条の十の四第三項において「図書館等」という。）においては、**次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料**（次項及び第六項において「図書館資料」という。）**を用いて著作物を複製することができる。**

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物（次項及び次条第二項において「国等の周知目的資料」という。）その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつては、その全部）**の複製物を一人につき一部提供する場合**

令和5年6月1日施行

二 図書館資料の保存のため必要がある場合

三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（以下この条において「絶版等資料」という。）**の複製物を提供する場合**

2・3（略）

1. (1)「図書館等」の要件

○著作権法施行令（抄）

（図書館資料の複製が認められる図書館等）

第一条の三 法第三十一条第一項（法第八十六条第一項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める図書館その他の施設は、**次に掲げる施設で図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第四条第一項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員（以下「司書等」という。）が置かれているもの**とする。

一 図書館法第二条第一項の図書館

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）に設置された図書館及びこれに類する施設

三 大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館

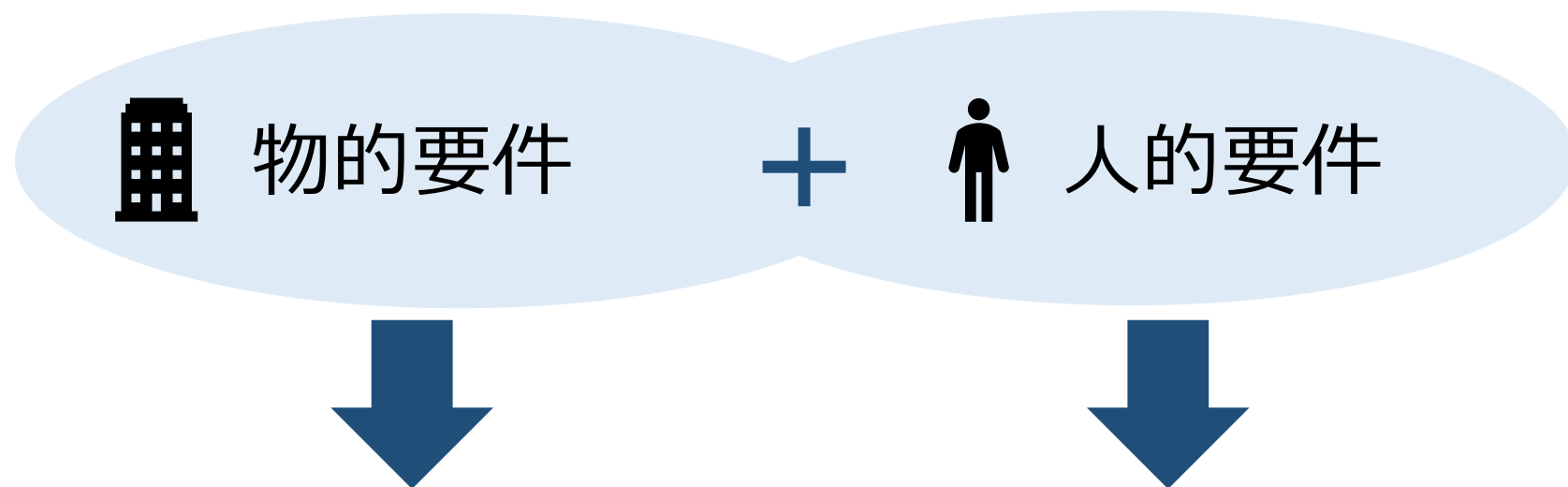
四 図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によつて設置されたもの

五 学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によつて設置されたもののうち、その保存する図書、記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの

六 前各号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人（第二条から第三条までにおいて「一般社団法人等」という。）が設置する施設で前二号に掲げる施設と同種のもののうち、文化庁長官が指定するもの

1. (1)「図書館等」の要件

図書館資料の複製が認められる図書館等



㊦ 著作権法施行令第1条
の3第1項各号に定める施
設であること

㊦ 司書または司書相当職員が
置かれていること

1. (1)「図書館等」の要件

㊦ 著作権法施行令第1条の3第1項各号に定める施設であること

1号：公共図書館（図書館法）

2号：大学又は高専の図書館（学校教育法）

3号：防衛大学校等の大学類似の教育機関の図書館（特別法）

4号：美術館、博物館等の資料を収集・整理・保存して一般公開している施設（法令設置）

5号：研究所等で保存する資料を一般公開している施設（法令設置）

6号：4号・5号同種の施設で文化庁長官が指定するもの

※ 登録博物館及び博物館相当施設を包括指定

1. (1)「図書館等」の要件

① 司書または司書相当職員が置かれていること

- ・司書資格保有者
- ・司書補資格を取得したのち4年以上図書館事務に従事した者
- ・国家公務員採用試験における図書館学の区分等での合格者
- ・大学等を卒業した者で、1年以上図書館事務に従事した経験があり、かつ、文化庁主催講習会を修了した者
- ・高等学校・中等教育学校等を卒業した者等で、4年以上図書館事務に従事し、かつ、文化庁主催講習会を修了した者

1. (1)「図書館等」の要件

考えてみましょう

Q1 県立図書館は対象となるか？

Q2 小中学校、高校の図書室は対象となるか？

Q3 県立・市立の美術館や博物館は対象となるか？

1. (1)「図書館等」の要件

Q 1 県立図書館は対象となるか？

【 】 ⇒ 1号 都道府県や市区町村が設置する公共図書館

Q 2 小中学校、高校の図書室は対象となるか？

【 】 ⇒ 2号 大学や高専に設置する図書館ではない

Q 3 県立・市立の美術館や博物館は対象となるか？

【 】 ⇒ 4号 **法律**で設置されている国立美術館、国立博物館
条例で設置されている県や市の美術館・博物館

○著作権法施行令（抄）

（図書館資料の複製が認められる図書館等）

第一条の三 法第三十一条第一項（法第八十六条第一項及び第一百零二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める図書館その他の施設は、次に掲げる施設で図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第四条第一項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員（以下「司書等」という。）が置かれているものとする。

一 図書館法第二条第一項の図書館

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）に設置された図書館及びこれに類する施設

三 大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館

四 図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によつて設置されたもの

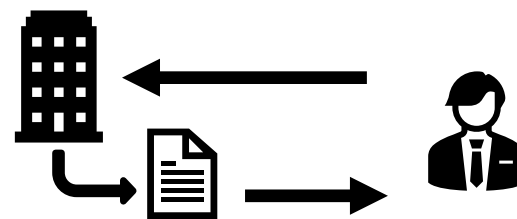
五～六 （略）

2 （略）

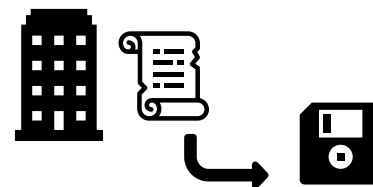
1. (2) 複製できる3つの場面

図書館等が複製できる3つの場面

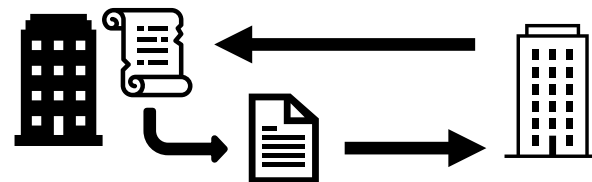
① 複写サービス



② 保存のため必要がある場合



③ 他の図書館等の求めに応じて絶版等資料の複製物を提供する場合



① 複写サービス

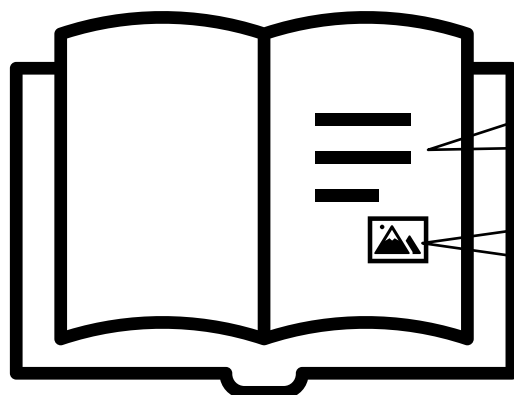
著作権法第31条第1項が定める要件

- ① 国立国会図書館又は政令で定める図書館その他の施設（＝**図書館等**）であること
- ② **「営利」を目的としない**事業として行われる複製であること
- ③ その図書館等が**所蔵している資料**を**複製**すること
- ④ 次のいずれかの場合であること
 - 1号：**利用者の求めに応じて、その調査研究の用に供するために、すでに公表されている著作物の一部分**（国等の周知目的資料、その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして**政令で定めるものについては、全部でもよい**）を**一人につき一部**提供する場合
 - 2号：所蔵資料の保存のために必要がある場合
 - 3号：他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な所蔵資料（絶版等資料）の複製物を提供する場合

○著作権法施行令（抄）

(著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある著作物)
第一条の四 法第三十一条第一項第一号の政令で定める著作物は、次に掲げるものとする。

- 一 国等の周知目的資料
- 二 発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物
- 三 **美術の著作物等**（**美術の著作物、図形の著作物又は写真の著作物をいう。**以下この号及び次条第三号において同じ。）であつて、**法第三十一条第一項第一号の規定によりこの号の規定の適用がないものとした場合に提供されることとなる著作物の一部分**（以下この号において「著作物の一部分」という。）の複製を行うに当たつて、**当該著作物の一部分と一体のものとして図書館資料に掲載されていることにより、当該著作物の一部分に付随して複製されることとなるもの**（当該美術の著作物等及び当該著作物の一部分から成る資料に占める**当該美術の著作物等の割合**、当該資料を用いて作成された複製物における**当該美術の著作物等の表示の精度その他の要素に照らし、当該複製物において当該美術の著作物等が軽微な構成部分となる場合における当該美術の著作物等に限る。**）



◎利用者から複写申込のあった対象著作物

法第三十一条第一項第一号の規定によりこの号の規定の適用がないものとした場合に提供されることとなる著作物

◎全部の複写が可能な著作物

当該著作物の一部分と一体のものとして図書館資料に掲載されていることにより、当該著作物の一部分に付随して複製されることとなるもの

考えてみましょう

- Q1 図書館の複写サービスで、コイン式複写機により利用者自身に複写させてもよいか？
- Q2 利用者からコピー代をもらってもよいか？
- Q3 利用者が持ち込んだ資料を複写することはできるか？
- Q4 図書館の複写サービスで複写できる資料は書籍だけ？
- Q5 複製とは、複写に限られるのか？
- Q6 相互貸借で他の図書館等から借りている資料を複写することはできるか？

1. (2) 複製できる3つの場面

①複写サービス

Q 1 図書館の複写サービスで、コイン式複写機により利用者自身に複写させてもよいか？

【 】

A. 要件①) 国立国会図書館又は政令で定める図書館その他の施設（＝図書館等）であること

物的要件

原則

複製機器が図書館の管理下のものであること

人的要件

原則

複製する者が図書館職員であること

著作権審議会第4小委員会報告書（昭和51年）

「複製を行うことができる主体は図書館等であり、複製を行うに当たっては、当該図書館等の責任において、その管理下にある人的・物的手段を用いて行うことを要するものと解される。その運営が適正に行われるようにするため、著作権法施行規則第1条の3に定める有資格者（司書又はこれに相当する職員）が置かれていることが複製を行うことのできる条件とされており、従って、コイン式複写機器により複写請求者自身により複製させ…たりすることはこの規定の趣旨を逸脱するものと解される」



「複写複製物の請求からその交付に至る間の手続を厳正なものとするのであれば、作業としての複製行為のみを複写請求者…に行わせることは許容されてよいと解する見解もある」

大学図書館における文献複写に関する実務要項（抜粋）

この実務要項は、大学図書館に許容されていると考えられる**セルフ式自動コピー機による文献複写の範囲を明らかにし、大学図書館における複写が著作権法に従うものであることを保証するための措置について、各大学図書館にとっての指針**となることを目的とする。

（コピー機の管理）

- （１）図書館が文献複写のために利用者の用に供する各コピー機について、管理責任者（及び運用補助者）を定める。
- （２）コピー機の管理責任者は、司書またはそれに準じた者とする。
- （３）図書館は、各コピー機の稼動時間を定めて掲示する。
- （４）コピー機の管理責任者は、管理するコピー機による文献複写の状況を随時監督できる場所で執務する。
- （５）図書館は、コピー機の稼動記録を残す。

国公立大学図書館協力委員会、平成15年1月30日

（全文）<http://www.janul.jp/j/documents/coop/yoko.pdf>

著作権の制限は、図書館等が権利者の了解なしに「できる」行為を定めたものであって、「複製しなければならない」といった図書館等の義務を定めたものではない。

◆裁判例：多摩市立図書館複製拒否事件 (平成7年4月28日東京地裁判決)

参考：多摩市立図書館複製拒否事件（平成7年4月28日東京地裁判決）

（裁判所の判断）

31条第1号は、図書館に対し、複製業務を義務づけたり、蔵書の複製権を与えたものではない。図書館利用者に図書館の蔵書を複製する権利を定めた規定と解することはできない。

図書館等の利用者は31条1号により、複製する権利を有するか？

複写機器の所有権の有無や実際に所属職員の手足によって複製する必要があるかどうかはともかくとして、複製事業の法律的・経済的主体が図書館等の施設であることを必要とすると考えられている。

1. (2) 複製できる3つの場面

Q 2 利用者からコピー代をもらってもよいか？

【 】 A. 要件②)「営利」を目的としない事業として行われる複製であること
⇒用紙代、人件費、機器の減価償却費、電気代などの実費であることが必要

Q 3 利用者が持ち込んだ資料を複写することはできるか？

【 】 利用者が持ち込んだ資料 【 】 寄託資料

A. 要件③) その図書館等が所蔵している資料を複製すること
⇒複製施設において責任をもって保管している資料であることが必要

Q 4 図書館の複写サービスで複写できる資料は書籍だけ？

【 】 A. 書籍、雑誌、地図、図表、模型、写真、CD、ビデオ・DVD等、広い概念

Q 5 複製とは、複写に限られるのか？

【 】 A. 複写、写真撮影、録音、録画など、複製の手段に限定なし

1. (2) 複製できる3つの場面

① 複写サービス

Q 6 相互貸借で他の図書館等から借りている資料を複写することはできるか？

【 】 A. 要件③) その図書館等が所蔵している資料を複製すること

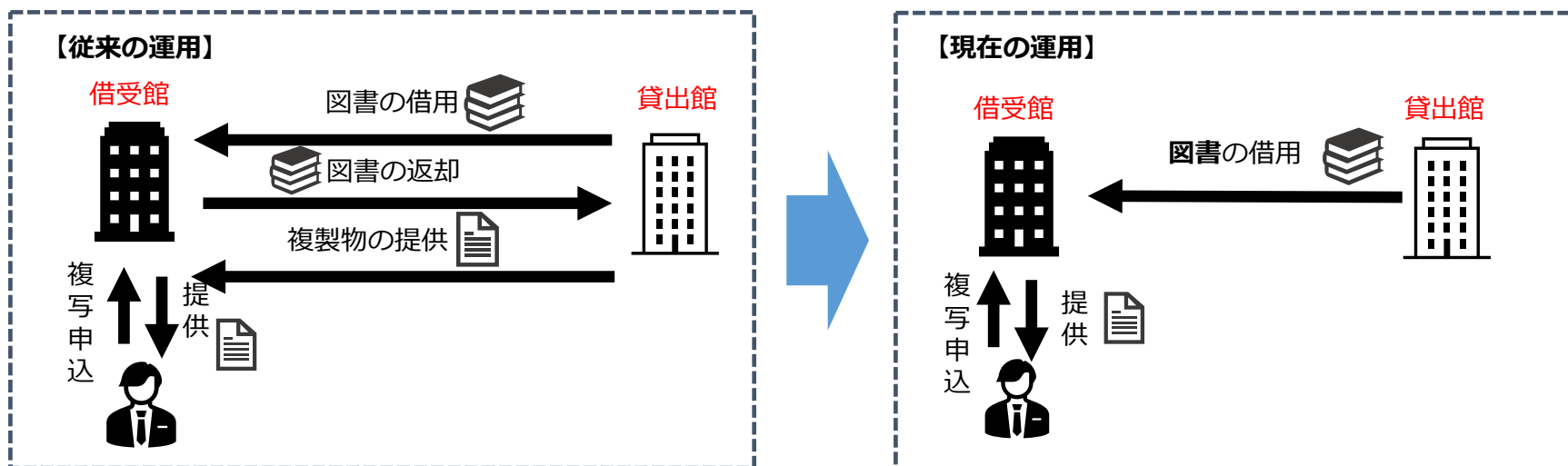
⇒ 図書館における著作物の利用に関する当事者協議会で協議された結果、相互貸借の**図書**の複写提供は可能とされています。

(参考) 図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン (抜粋)

1. (略)

2. (略)、著作者の権利に留意しつつ図書館利用者の便宜を図るために、「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」を構成する標記図書館団体 (以下「図書館団体」) は、同協議会を構成する権利者団体 (以下「権利者団体」) と協議を行った。その結果、権利者団体の理解の下にこのガイドラインを策定し、**当該の図書館団体を構成する各図書館は、借受館が当該図書の借用を申し込んだ利用者の求めに応じる場合に限り、他館から借り受けた図書についても、その複製物の提供を行うこととした。**

社団法人日本図書館協会、国公私立大学図書館協力委員会、全国公共図書館協議会、平成18年1月1日
(全文) www.jla.or.jp/portals/0/html/fukusya/taisyaku.pdf



考えてみましょう

Q1 小学生の夏休みの自由研究にあたって資料の複写希望があったが、応じてもいいか？

Q2 図書館の書庫で、ある有名作家の日記が発見されたが、これを利用者の求めに応じて、複写してもいいか？

Q3 図書館のコピーサービスは、著作物の一部分を複製できると聞いたが、「一部分」とはどの範囲か？雑誌等の定期刊行物の場合も同じか？

1. (2) 複製できる3つの場面

①複写サービス

Q 1 小学生の夏休みの自由研究にあたって資料の複写希望をされたが、応じてもいいか？

A. 要件④) **利用者の求めに応じて、その調査研究の用に供するために、すでに公表されている著作物の一部分**（国等の周知目的資料、その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものについては、全部でもよい）を**一人につき一部**提供する場合

【 】 小中学生の宿題

【 】 娯楽目的、観賞目的

あらかじめ図書館側で複製しておくことは？ ⇒ 【 】

「利用者の求めに応じて」複製することが要件

Q 2 図書館の書庫で、ある有名作家の日記が発見されたが、これを利用者の求めに応じて、複写しても良いか？

小説家の日記 ⇒ 「公表された著作物」であることが必要

(著作物の公表)

第四条 著作物は、発行され、又は…権利を有する者若しくはその許諾（略）を得た者若しくは…出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾（略）を得た者によつて上演、演奏、上映、公衆送信、口述若しくは展示の方法で公衆に提示された場合（略）において、公表されたものとする。

2～5 （略）

(著作物の発行)

第三条 著作物は、その性質に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が、第二十一条に規定する権利＜複製権＞を有する者若しくはその許諾（略）を得た者又は…出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾（略）を得た者によつて作成され、頒布された場合（略）において、発行されたものとする。

2～3 （略）

公衆の要求を満たす相当程度の部数の複製物の作成・頒布が行われること等によって公衆に提示されていないと、「公表された著作物」とはいえない。

1. (2) 複製できる3つの場面

①複写サービス

Q 3 図書館のコピーサービスは、著作物の一部分を複製できると聞いたが、「一部分」とはどの範囲か？雑誌等の定期刊行物の場合も同じか？

A. 要件④) **利用者の求めに応じて、その調査研究の用に供するため**に、すでに**公表されている著作物の一部分**（国等の周知目的資料、その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものについては、全部でもよい）を**一人につき一部**提供する場合

⇒少なくとも著作物の**半分をこえないもの**

⇒複数の著作物が掲載されている編集物の場合、**個々の著作物**が単位

✓ 定期刊行物の場合

⇒発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された**個々の著作物**は、**全部複製が可**

日刊、週刊、月刊などの場合、**次号が発行されるまでの期間**

公立図書館における複写サービスガイドライン（抜粋）

著作物の単位は以下の判断基準によることとし、著作物 1 単位ごとに複写範囲を判断する。

- (ア) 書籍（単行本）は、1 作品をもって、一つの著作物として扱う。
- (イ) 複数の短編、論文等から構成される書籍は、個々の作品・論文をもって、一つの著作物として扱う。
- (ウ) 絵画や写真は 1 作品、1 図版をもって、一つの著作物として扱う。
- (エ) 地図は 1 枚、1 図版をもって、一つの著作物として扱う。
- (オ) 楽譜や歌詞は 1 作品をもって、一つの著作物として扱う。
- (カ) 俳句は 1 句、短歌は 1 首をもって、一つの著作物として扱う。
- (キ) 新聞、雑誌に収録されている 1 記事、1 論文をもって、一つの著作物として扱う。
- (ク) 事典（著作者が明示されている場合）については、1 項目をもって、一つの著作物として扱う。
- (ケ) 新聞、雑誌、事典等、素材の選択や配列に創作性が認められる編集物は、全体を一つの著作物として扱う。

全国公共図書館協議会、平成24年7月6日（全文）
<https://www.library.metro.tokyo.jp/pdf/zenkouto/pdf/hukusyasabisu.pdf>

複製物の写り込みに関するガイドライン（抜粋）

3. 図書館が利用者の求めに応じて複製機器による紙面への複製を行う際には、著作権法第31条第1号に基づき、著作物的一部分のみ（以下「複製対象」という）の複製を行うが、同一紙面（原則として1頁を単位とする）上に複製された複製対象以外の部分（**写り込み**）については、**権利者の理解を得て、遮蔽等の手段により複製の範囲から除外することを要しないものとする。**
4. 上記写り込みの許容により、結果的に当該図書の全部又は大部分を複製することがあってはならないものとする。
5. 以下の資料については、権利者の経済的利益を大きく侵害する恐れがあることから、このガイドラインは適用しないものとする。
- ①楽譜
 - ②地図
 - ③写真集・画集（書の著作物を含む）
 - ④雑誌の最新号

社団法人日本図書館協会、国公立大学図書館協力委員会、全国公共図書館協議会、平成18年1月1日
（全文） www.jla.or.jp/portals/0/html/fukusya/uturikomi.pdf

令和3年改正で追加された「特定図書館等における公衆送信サービス」の運用に関し、図書館関係者と著作権者・出版社団体との間で合意されたもの。

図書館等における複写サービスに関する内容については実質的な変更はないが、これまでの合意事項が包含された内容となっている。

図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン（抜粋）

第1 本ガイドラインの位置づけ

令和5年5月30日制定

本ガイドラインは、従前から行われていた**図書館等における複写サービスに加えて、令和3年改正法によって追加された特定図書館等における公衆送信サービスに関する法令の解釈とその運用について定めるもの**です。令和3年改正法に対応するため、「図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会」が組成され、現在まで様々な議論が積み重ねられてきました。それらの議論を経て同協議会における合意に基づき定められたものが本ガイドラインとなります。なお、**令和3年改正法は、従前から行われていた複写サービスに関する規定にも変更が及ぶものとなっています。このため、本ガイドラインは複写サービスもその対象としています。**もっとも、複写サービスは多くの図書館において永年にわたり実務慣行が積み重ねられてきたものであることを鑑み、**本ガイドラインは同サービスの実施について実質的な変更を行うものとはならず、「公立図書館における複写サービスガイドライン」「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」及び「写り込みに関するガイドライン」の記載を包含するものとしています。**

… なお、本ガイドラインは、図書館関係者、著作権者団体、出版社団体、有識者らが参加する協議会での意見交換、協議の中で、現時点で引き続き検討が必要な事項を含め共通認識が得られた部分を公表するためのものです。**本ガイドラインの内容については、今後も適宜検討の場を設けて必要な見直しを行うことにしています。**

図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン（抜粋）

令和5年5月30日制定

（３）発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物

定期刊行物とは、定期又は一定期間を隔てて、通常年1回又は2回以上刊行する逐次刊行物であって、同一の題号のもとに終期を定めず巻次又は年月次を付して発行されるものを言います。発行後相当期間は以下のとおりとします。

ア 複写サービス

通常の販売経路において、当該定期刊行物の入手が可能な期間を意味し、原則として次のように取り扱います。

・日刊、週刊、月刊、隔月刊の場合

次号が発行されるまでの期間

・3か月以上の刊行頻度の場合（上記の刊行物で予定通りに発行されない場合を含む）

当該刊行物の発行後3か月までの期間

なお、複数の著作物が掲載されている定期刊行物において、**個々の著作物は、それぞれ全部を利用可能であるとしても、合わせて当該定期刊行物の全部を利用することはできません**。このような定期刊行物はその全体に対して原則として編集著作物性が認められるものであり、その一部分を利用範囲の上限とします。

図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会

<https://www.sarlib.or.jp/wp-content/uploads/2023/05/31guidelines230530.pdf>

②保存のため必要がある場合

著作権法第31条第1項が定める要件

- ① 国立国会図書館又は政令で定める図書館その他の施設（＝**図書館等**）であること
- ② **「営利」を目的としない**事業として行われる複製であること
- ③ その図書館等が**所蔵している資料**を**複製**すること
- ④ 次のいずれかの場合であること
 - 1号：利用者の求めに応じて、その調査研究の用に供するために、すでに公表されている著作物の一部分（国等の周知目的資料、その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものについては、全部でもよい）を一人につき一部提供する場合
 - 2号：所蔵資料の**保存のために**必要がある場合
 - 3号：他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な所蔵資料（絶版等資料）の複製物を提供する場合

1. (2) 複製できる3つの場面

②保存のため必要
がある場合

資料保存の必要性があると考えられるケース

ア 所蔵する貴重な**稀覯本の損傷・紛失**を予防するために完全なコピーをとっておく場合

イ 所蔵する資料の**汚損ページを補完**するために複製する場合

ウ **収蔵スペース**の関係で、マイクロ・フィルム等によって**縮小**複製して保存する場合

⇒ この場合は、**原資料を廃棄**することが条件と解される。

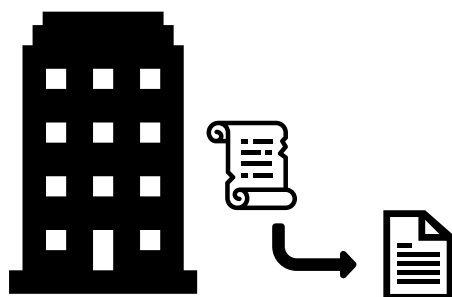
※次のスライドのような場合も含むと解釈を明確化

文化審議会著作権分科会（法制・基本問題小委員会）において、アーカイブの利活用の促進に係る著作権制度上の課題について検討し、下記について解釈を明確化しました。

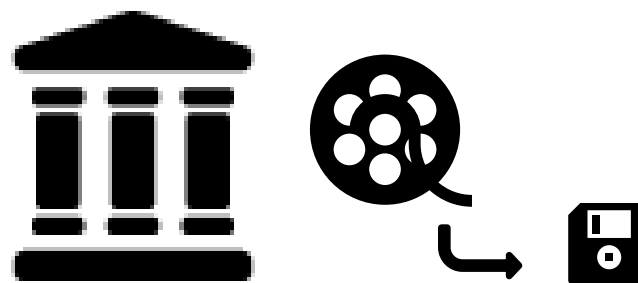
★絶版等の理由により**一般に入手することが困難な貴重な所蔵資料を、損傷等が始まる前の良好な状態で、後世に当該資料の記録を継承する場合**は保存のために複製ができる。

★美術館・博物館等の所蔵する美術作品や映画フィルム等について、保存のための複製や、**機器・媒体の旧式化に伴う新しい媒体への複製**を行うことができる。

公共図書館等



美術館・博物館等



考えてみましょう

Q1 所有している貴重図書の傷みが激しいので、電子化して保存したいと考えているが、著作権の問題はあるか？

Q2 新聞の縮刷版などが販売されており、新聞記事が入手可能な場合、新聞をマイクロフィルム化することは問題はあるか？

Q3 すでに保存用の資料があるが、閲覧用として1部コピーをとっても良いか？

1. (2) 複製できる3つの場面

②保存のため必要
がある場合

Q 1 所有している貴重図書の傷みが激しいので、電子化して保存したいと考えているが、著作権の問題はあるか？

【 】 A. ケース例アに該当すると考えられる。 全部の複製が可能。

Q 2 新聞の縮刷版などが販売されており、入手可能なコピーが存在する場合、その新聞をマイクロフィルム化することは問題はあるか？

【 】 A. 代替可能なため、保存のため必要がある場合には該当しない。 許諾が必要。

Q 3 すでに保存用の資料があるが、閲覧用として1部コピーをとっても良いか？

【 】 A. 保存のため必要がある場合には該当しない。 許諾が必要。

③他の図書館等の求めに応じて絶版等資料の複製物を提供する場合

著作権法第31条第1項が定める要件

- ① 国立国会図書館又は政令で定める図書館その他の施設（＝**図書館等**）であること
- ② **「営利」を目的としない**事業として行われる複製であること
- ③ その図書館等が**所蔵している資料**を**複製**すること
- ④ 次のいずれかの場合であること
 - 1号：利用者の求めに応じて、その調査研究の用に供するために、すでに公表されている著作物の一部分（国等の周知目的資料、その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものについては、全部でもよい）を一人につき一部提供する場合
 - 2号：所蔵資料の保存のために必要がある場合
 - 3号：**他の図書館等の求めに応じ**、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な所蔵資料（**絶版等資料**）の**複製物を提供する場合**

1. (2) 複製できる3つの場面

「政令で定める図書館等からの依頼」であること

✓ 31条の適用のない企業図書館等からの依頼 ⇒ 【 】

複製主体は、「依頼された図書館等（政令で定める図書館等）」であること

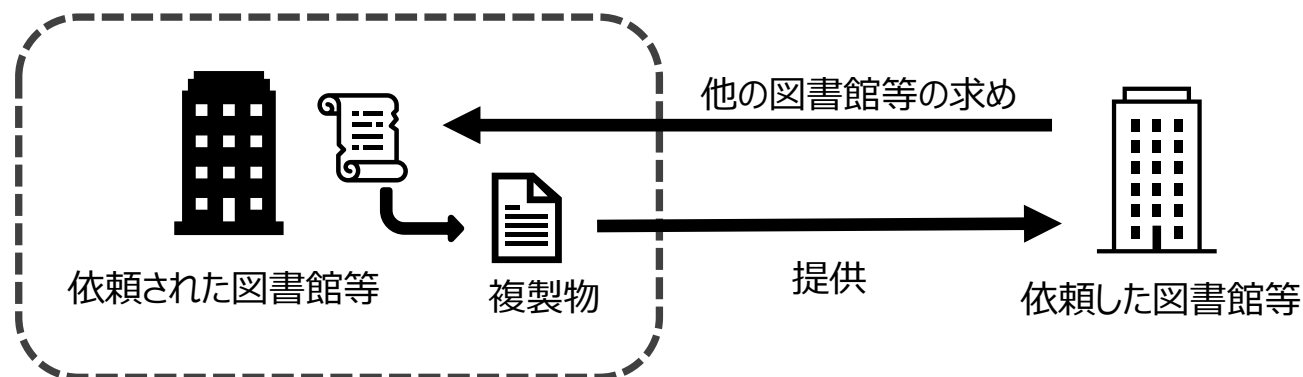
✓ 依頼した図書館等が資料を借り受けて自ら複製 ⇒ 【 】

複製できる資料は、「絶版等資料に限られる」こと

※絶版等資料とは、一般市場にはもう存在していない場合を指す

✓ 資料の価格が高額であること ⇒ 【 】

✓ 入手に時間を要すること ⇒ 【 】



講義内容

1. 図書館等における複製

- (1) 「図書館等」の要件
- (2) 複製できる3つの場面

令和5年6月1日施行

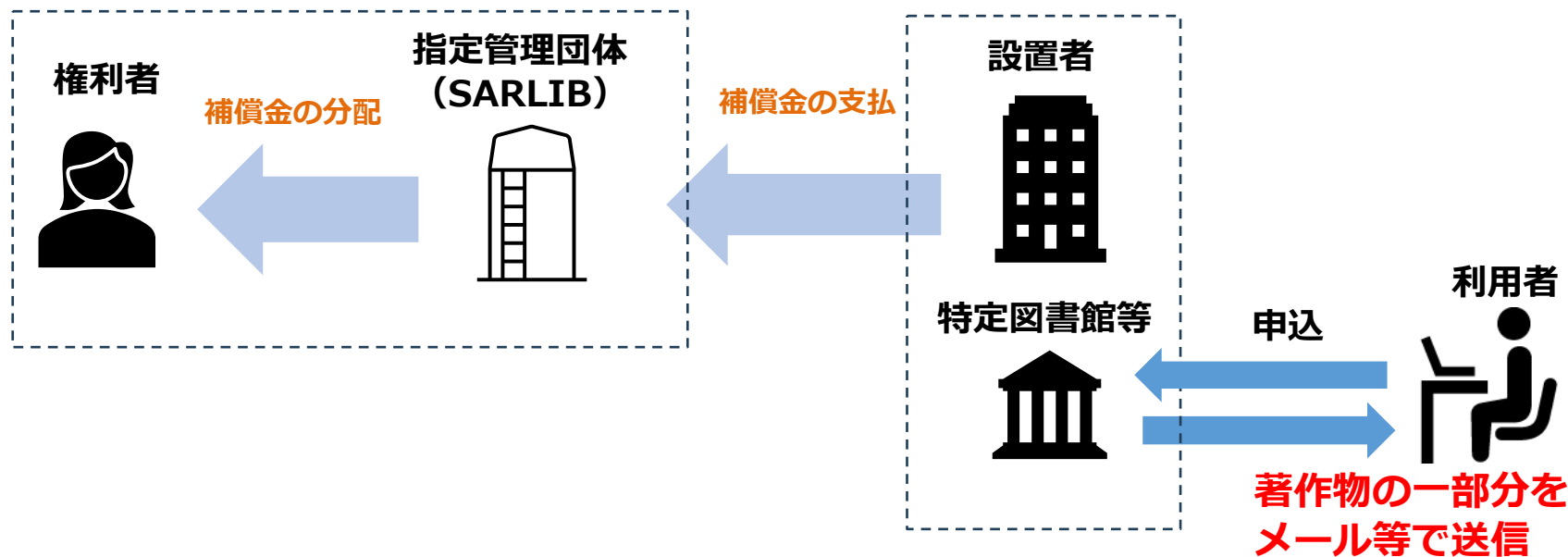
2. 特定図書館等における公衆送信

- (1) 「特定図書館等」の要件
- (2) 公衆送信サービス

3. 国立国会図書館に認められている行為

- (1) 納本資料の電子化
- (2) 他の図書館等向けの絶版等資料の送信
- (3) 個人向けの絶版等資料の送信サービス

図書館等公衆送信補償金制度の概念図



- 一定の要件を満たした図書館等（法律上「特定図書館等」という。）が、利用者の調査研究の用に供するため、図書館資料を用いて、著作物の一部分（政令で定める場合には全部）をメールなどで送信することができる。
- 公衆送信を行う場合には、図書館等の設置者が権利者に補償金を支払う必要がある。
- 補償金を受ける権利は、文化庁長官が指定する団体（指定管理団体）があるときは、指定管理団体によってのみ行使することができる。

2. 特定図書館等における公衆送信

指定管理団体(SARLIB)について

2022年11月7日、「一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会」を指定管理団体として指定

協会の概要

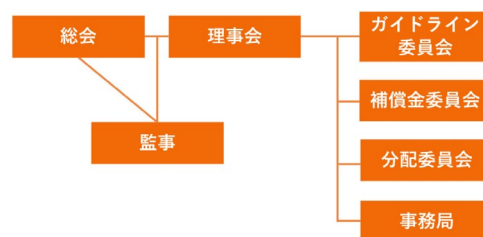
名称：一般社団法人図書館等公衆送信補償金管理協会

(Society for Administration of Remuneration for Public Transmission by Libraries or Similar Facilities)

略称：SARLIB（サーリーブ）

設立：2022年9月5日設立

代表理事：上野達弘（早稲田大学法学学術院教授）



〔目的・事業〕

著作権者及び第二号出版権者（以下、総称して「権利者」という。）のために、図書館等公衆送信補償金を受ける権利又は複製権等の許諾権を行使し権利者に分配することによって、図書館等における著作物等の利用の円滑化を図ることを目的とし、その目的達成のために下記の事業を行う。

- (1) 著作権法第104条の10の4第1項に基づき文化庁長官に認可を求める補償金の額の決定、徴収及び分配その他補償金を受ける権利の行使に関すること
- (2) 著作権又は著作隣接権の管理業務に関すること
- (3) 著作権制度の普及啓発及び調査研究
- (4) 著作物の創作の振興及び普及
- (5) 著作権及び著作隣接権の保護に関する国際協力
- (6) 図書館等における著作物等の利用に関する調査研究
- (7) 上記各項に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な事業

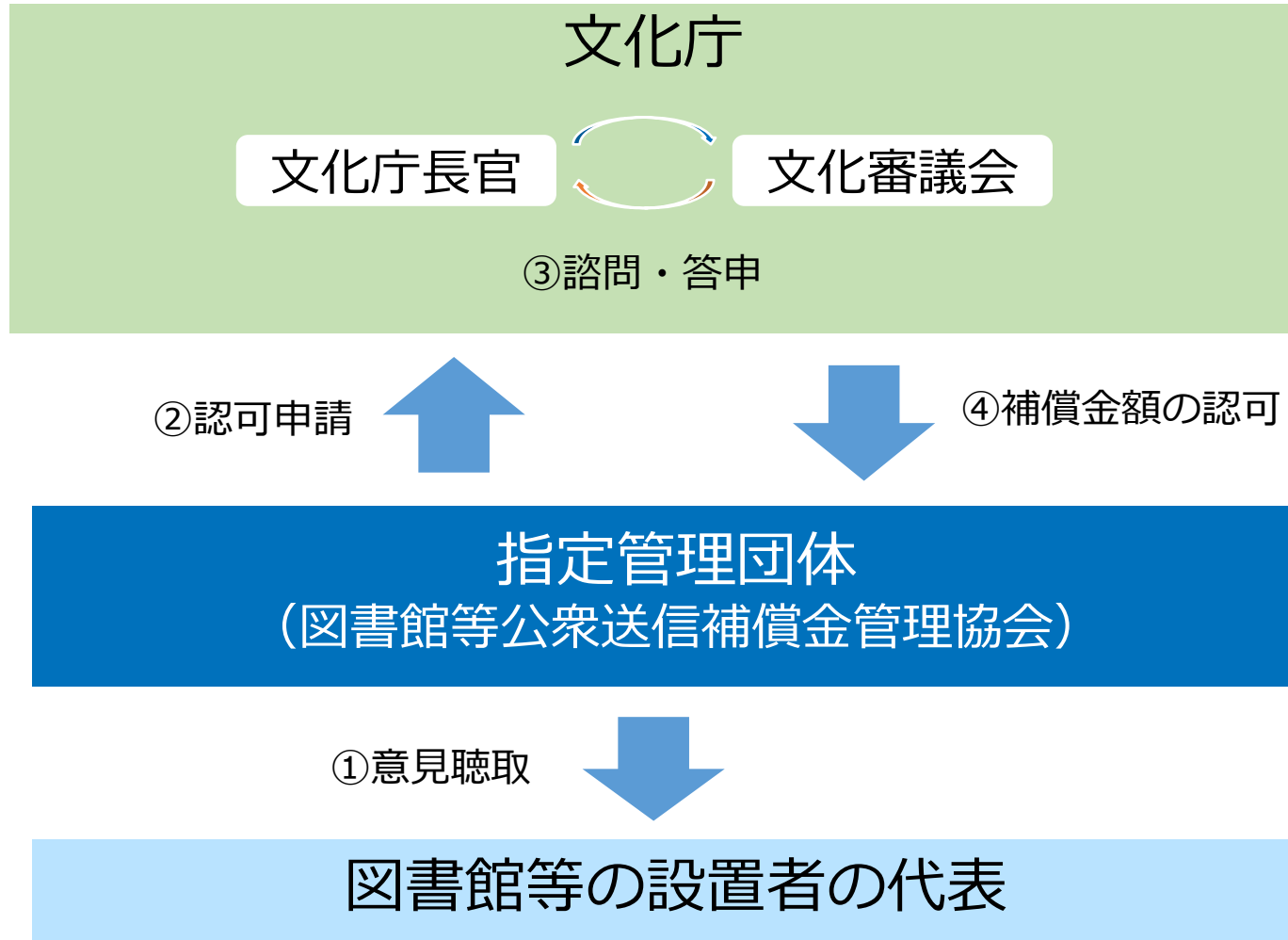
社員団体一覧

（2023年5月時点）

- 一般社団法人 新聞著作権管理協会
- 一般社団法人 学術著作権協会
- 一般社団法人 日本音楽著作権協会
- 公益社団法人 日本文藝家協会
- 公益社団法人 日本漫画家協会
- 一般社団法人 日本美術著作権連合
- 一般社団法人 日本写真著作権協会
- 一般社団法人 日本書籍出版協会
- 一般社団法人 日本雑誌協会
- 一般社団法人 自然科学書協会
- 一般社団法人 出版梓会
- 一般社団法人 デジタル出版者連盟
- 一般社団法人 日本医書出版協会
- 一般社団法人 日本楽譜出版協会

2. 特定図書館等における公衆送信

補償金額の決定に係る仕組み



2. 特定図書館等における公衆送信

補償金額の概要

■ 補償金算定式

- 新聞

1頁あたり500円 2頁目以降1頁ごとに100円

- 定期刊行物(雑誌を含む)

1頁あたり500円 2頁目以降1頁ごとに100円

- 本体価格が明示されている図書

本体価格/総頁数×公衆送信を行う頁数×係数10 ※1回の申請は500円から受け付ける

- 上記以外(本体価格不明図書・脚本/台本含む限定頒布出版物・海外出版物等)

1頁当たり100円 ※1回の申請は500円から受け付ける

■ 補償金額の算出根拠

日本国内において提供されている類似サービスに係る規程や使用料額(単価)をもとに算出

■ 定期的な見直し

3年経過毎に、検討を加え、必要な措置を講じる

※ただし、事情変更により特別の必要が生じた時は、3年経過前に必要な措置を講ずる

2. (1) 特定図書館等の要件

第三十一条

1、2 (略)

3 前項に規定する**特定図書館等**とは、**図書館等であつて次に掲げる要件を備えるもの**をいう。

一 前項の規定による**公衆送信に関する業務を適正に実施するための責任者が置かれていること。**

二 前項の規定による**公衆送信に関する業務に従事する職員に対し、当該業務を適正に実施するための研修を行つていること。**

三 **利用者情報を適切に管理するために必要な措置**を講じていること。

四 前項の規定による**公衆送信のために作成された電磁的記録に係る情報が同項に定める目的以外の目的のために利用されることを防止し、又は抑止するために必要な措置**として文部科学省令で定める措置を講じていること。

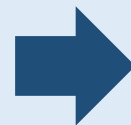
五 前各号に掲げるもののほか、前項の規定による**公衆送信に関する業務を適正に実施するために必要な措置**として文部科学省令で定める措置を講じていること。

① 図書館等であること

= 国立国会図書館、著作権法施行令で定める施設

② 次の要件を具備すること

- ・責任者の配置
- ・職員への研修の実施
- ・利用者情報の管理
- ・公衆送信する情報の流出防止・抑止措置



特定図書館等

2. (1) 特定図書館等の要件

図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン（概要）

令和5年5月30日制定

◎責任者

責任者は、図書館等の館長または公衆送信に関する業務の適正な実施に責任を持つ職員のうちから館長が指名する者

◎ 研修項目、実施方法等

ア 研修項目

著作権法、本ガイドライン及び補償金制度に関する内容

イ 実施方法

各特定図書館等の責任者を中心に、各特定図書館等の責任において、公衆送信サービスに係る実質的な判断に携わる職員に
対して研修を定期的に実施

◎利用者情報の適切な管理

各特定図書館等は公衆送信サービスに係る内部規定を定める。

- ①個人情報の取得方法(本人確認の方法)
- ②取得する個人情報の内容(氏名、住所、電話、またはEメールアドレス)
- ③取得した個人情報の管理(セキュリティ)
- ④取得した個人情報の更新(利用者に更新を求める・更新の手段を提供している等)

◎データの目的外利用を防止し、又は抑止するための措置の内容

各特定図書館等は公衆送信サービスに係る内部規定を定める。

- ①電子データの作成に係ること(ヘッダー・フッター部分への情報挿入)
- ②電子データの送信に係ること(誤送信の防止に向けた対策等)
- ③電子データの破棄に係ること(保存期間等)

図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会
<https://www.sarlib.or.jp/wp-content/uploads/2023/05/31guidelines230530.pdf>

2. (2) 公衆送信サービス

第三十一条

1 (略)

2 特定図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該特定図書館等の利用者（あらかじめ当該特定図書館等にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報（次項第三号及び第八項第一号において「利用者情報」という。）を登録している者に限る。第四項及び第百四条の十の四第四項において同じ。）の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（国等の周知目的資料その他の著作物の全部の公衆送信が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつては、その全部）について、次に掲げる行為を行うことができる。ただし、当該著作物の種類（著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾を得た者による当該著作物の公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。以下この条において同じ。）の実施状況を含む。第百四条の十の四第四項において同じ。）及び用途並びに当該特定図書館等が行う公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

一 図書館資料を用いて次号の公衆送信のために必要な複製を行うこと。

二 図書館資料の原本又は複製物を用いて公衆送信を行うこと（当該公衆送信を受信して作成された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）による著作物の提供又は提示を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。）。

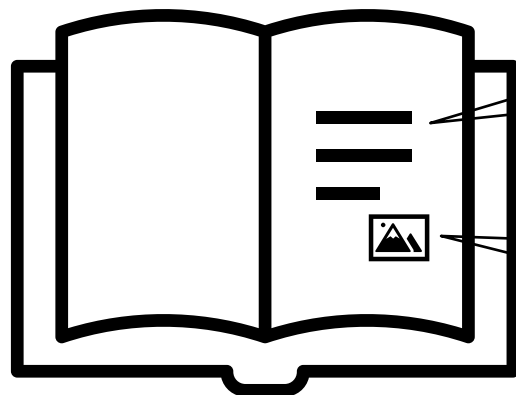
(参考) 政令で定めるものによっては、その全部

○著作権法施行令（抄）

（著作物の全部の公衆送信が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある著作物）

第一条の五 法第三十一条第二項の政令で定める著作物は、次に掲げるものとする。

- 一 国等の周知目的資料
- 二 発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物
- 三 **美術の著作物等であつて、法第三十一条第二項の規定によりこの号の規定の適用がないものとした場合に公衆送信されることとなる著作物の一部分**（以下この号において「著作物の一部分」という。）の複製又は公衆送信を行うに当たつて、当該著作物の一部分と一体のものとして図書館資料に掲載されていることにより、当該著作物の一部分に付随して複製され又は公衆送信されることとなるもの（当該美術の著作物等及び当該著作物の一部分から成る資料に占める当該美術の著作物等の割合、当該資料又はその複製物を用いた公衆送信を受信して表示されるものにおける当該美術の著作物等の表示の精度その他の要素に照らし、当該公衆送信により受信されるものにおいて当該美術の著作物等が軽微な構成部分となる場合における当該美術の著作物等に限る。）



◎ 利用者から送信申込のあった対象著作物

法第三十一条第二項の規定によりこの号の規定の適用がないものとした場合に公衆送信されることとなる著作物

◎ 全部の複製・公衆送信が可能な著作物

当該著作物の一部分と一体のものとして図書館資料に掲載されていることにより、当該著作物の一部分に付随して複製され又は公衆送信されることとなるもの

図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン（概要）

令和5年5月30日制定

◎「著作物の一部分」

複写・公衆送信が可能となる「著作物の一部分」の範囲については、複写・公衆送信ともに「各著作物の2分の1を越えない範囲」

◎全部利用が可能な著作物

国等の周知目的資料

発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物

美術の著作物等

分量の少ない著作物 などは、一定の条件下で全部利用が可能

【発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物】

定期刊行物の「発行後相当期間」の定義については、複写サービスの場合、日刊・週刊・月刊・隔月刊のものは次号が発行されるまで、3カ月以上の刊行頻度のものは発行後3カ月までの期間を指す。公衆送信サービスの場合、発行後1年間（ただし、新聞は次号が発行されるまでの期間）を指す。

◎利用対象外となる図書館資料

ガイドラインにおいて 公衆送信サービスの対象外となる資料として、以下を明記

- ・法第31条第2項ただし書に該当するものとして、SARLIBから各特定図書館等に対し除外資料として指定されたもの
- ・楽譜の出版物（各特定図書館等での分類基準等による）
- ・地図の出版物（各特定図書館等での分類基準等による）
- ・写真集、画集（各特定図書館等での分類基準等による）
- ・その他、発行後相当期間経過前の定期刊行物及び各特定図書館等において公衆送信を行うことが不適当と認めた資料

図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会

<https://www.sarlib.or.jp/wp-content/uploads/2023/05/31guidelines230530.pdf>

図書館等における複製及び公衆送信ガイドライン（概要）

令和5年5月30日制定

◎送信データの不正拡散防止

公衆送信されたデータがそれを受信した利用者により目的外で拡散されないよう、利用者に対して、利用規約を相当な方法により説明するとともに、不正拡散の防止等について定めた利用規約への同意を求めなければならない。

◎送信する電子ファイルに対して講じる措置

全頁ヘッダー部分に、利用者ID(貸出カードの番号等)を挿入
全頁フッター部分に、データ作成館名、データ作成日を挿入

※ただし、今後の技術的進展等の環境変化に応じて、追加措置の導入を検討

図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会
<https://www.sarlib.or.jp/wp-content/uploads/2023/05/31guidelines230530.pdf>

講義内容

1. 図書館等における複製

- (1) 「図書館等」の要件
- (2) 複製できる3つの場面

2. 特定図書館等における公衆送信

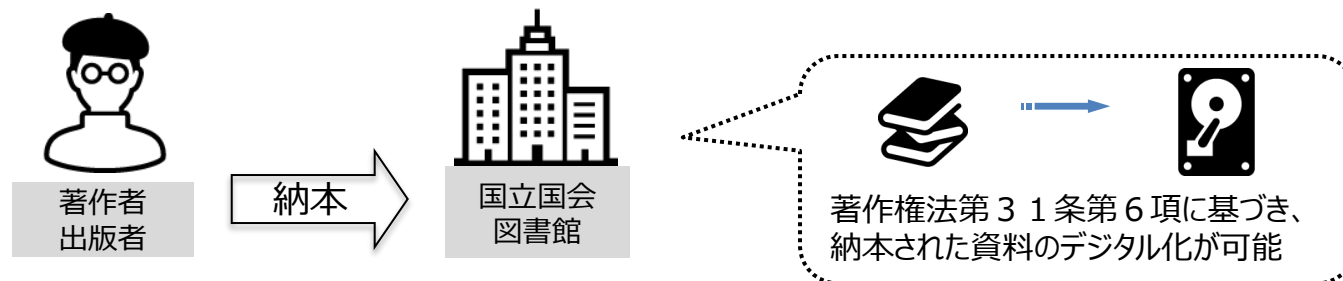
- (1) 「特定図書館等」の要件
- (2) 公衆送信サービス

3. 国立国会図書館に認められている行為

- (1) 納本資料の電子化
- (2) 他の図書館等向けの絶版等資料の送信
- (3) 個人向けの絶版等資料の送信サービス

令和4年5月1日施行

納本資料の電子化



(図書館等における複製等)

第三十一条 (略)

6 第一項各号に掲げる場合のほか、**国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項若しくは第八項の規定により自動公衆送信**（送信可能化を含む。以下この条において同じ。）**に用いるため、電磁的記録を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。**

【著作権法第31条第6項創設の背景】

国立国会図書館は、法律に基づく納本制度により日本の官庁出版物や民間出版物を網羅的に収集しており、これらの資料自体の保存が大きな使命。

国立国会図書館の所蔵資料の中には、すでに劣化、損傷が生じているものがあり、良好な状態での資料の保存が課題とされていたために、本規定が創設された。

本規定により、国立国会図書館は、所蔵資料を、納本直後であっても権利者の許諾なく電子化できている。

【ポイント】

- ✓ 複製を行えるのは、**原本の滅失、損傷又は汚損を避けるために原本に代えて公衆の利用に供するためにデジタル化する場合。**

⇒原則として原本が利用されることは想定されていない。

- ✓ 必要と認められる限度

⇒複数のデジタル複製物を作成する際には、その必要性について慎重に検討。

※第31条第1項第2号「図書館資料の保存のため必要がある場合」の複製との違い

第31条第1項第2号では、**その他の図書館等においても、資料が良好な状態であっても複製が認められるケースがあるが、その場合は一般に入手困難な資料に限定**されている。そのため、現在市場に流通している資料を良好な状態で保存のため複製することはできないと解される。

一方、第6項では、**国立国会図書館が所蔵する資料であれば、現在市場で流通している資料であっても、納本後直ちに複製することが可能。**

3. (2) 他の図書館等向けの絶版等資料の送信

(図書館等における複製等)

第三十一条 (略)

納本資料の電子化

7 **国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等又はこれに類する外国の施設で政令で定めるものにおいて公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。**この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、次に掲げる行為を行うことができる。

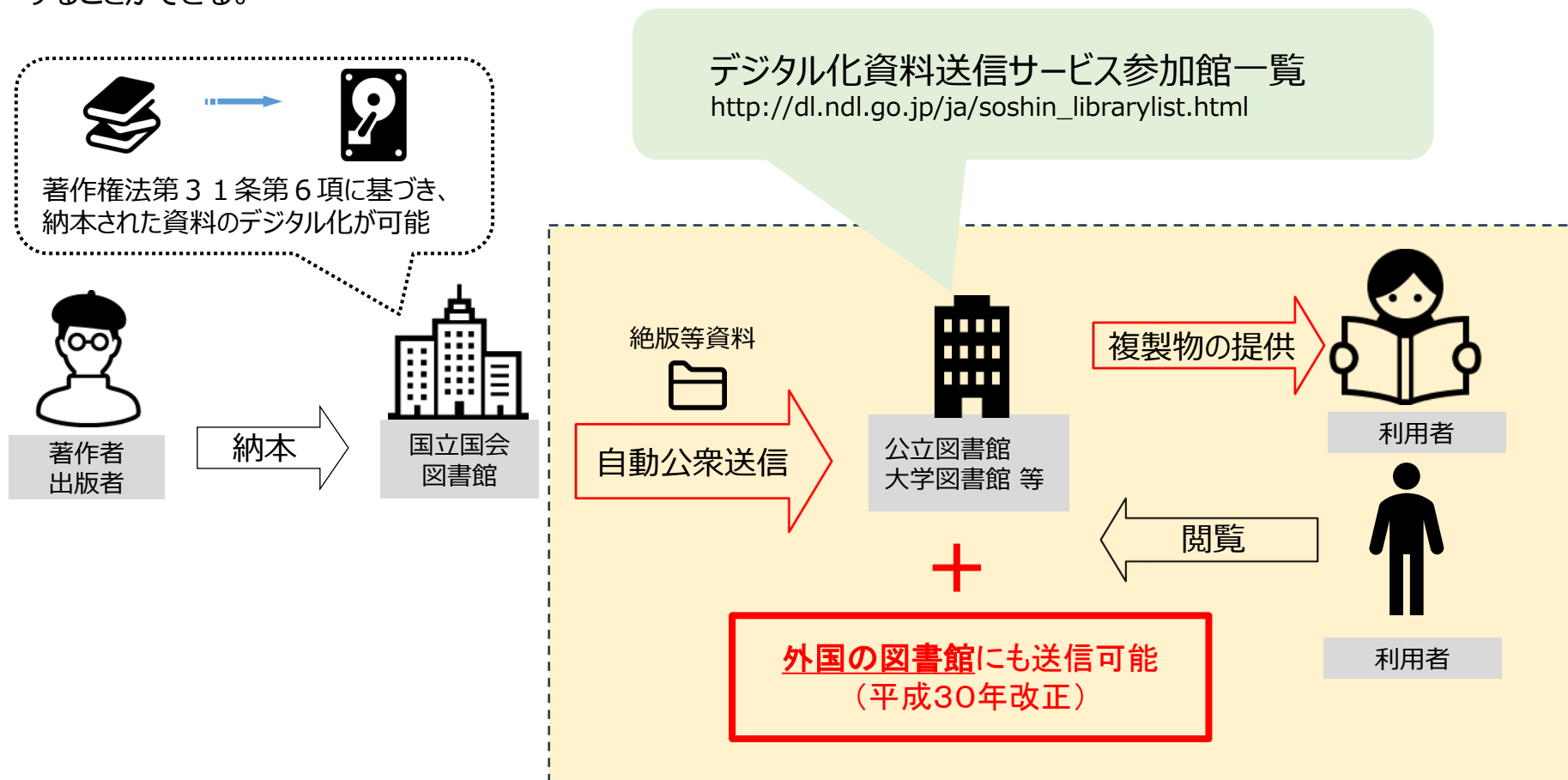
- 一 当該図書館等の利用者の求めに応じ、当該利用者が自ら利用するために必要と認められる限度において、自動公衆送信された当該著作物の複製物を作成し、当該複製物を提供すること。
- 二 自動公衆送信された当該著作物を受信装置を用いて公に伝達すること（当該著作物の伝達を受ける者から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。第九項第二号及び第三十八条において同じ。）を受けない場合に限る。）。

3. (2) 他の図書館等向けの絶版等資料の送信

他の図書館等
向けの送信

他の図書館等向けの絶版等資料の送信

国立国会図書館は、絶版等資料について、図書館送信サービスを用いて当該資料の複製物を図書館等に送信することができる。



3. (2) 他の図書館等向けの絶版等資料の送信

【ポイント】

- ✓ 国立国会図書館は、他の図書館等（政令で定められた施設）に所蔵資料をインターネット送信することが可能。
- ✓ 送信される資料は、絶版等の理由により一般に入手困難な資料に限定。
- ✓ 送信先図書館において、複写サービスを提供できる。
- ✓ 国立国会図書館から送信された著作物を受信装置を用いて公に伝達することも可能(伝達を受ける者から料金を受けないこと)。

3. (2) 他の図書館等向けの絶版等資料の送信

他の図書館等
向けの送信

- ✓ 国立国会図書館が他の図書館等より絶版等資料の複製物の提供を受け、それを図書館送信サービスによって他の図書館等に送信することも可能。（平成26年度著作権分科会において解釈を明確化）



- ✓ 送信する資料やサービスの態様については、国立国会図書館が関係団体と協議して決定。（次頁参照）

法律上の定義

「絶版等資料」は、法律上、「**絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料**」と定義（法第31条第1項第3号）。「絶版」はあくまで例示であり、**現に「一般に入手することが困難」と言えるかどうかによって判断。**

関係者間協議に基づく運用

✓ 送信対象資料

国立国会図書館のデジタル化資料のうち、**入手困難な資料とする。**

入手困難な資料とは、**流通在庫（出版者、書店等の市場）がなく、かつ商業的に電子配信されていない等、一般的に図書館等において購入が困難である資料とする。オンデマンド出版されている資料及び電子書籍として流通している資料は、現に商業的に流通している事実を踏まえ、入手可能なものとして扱う。**

※ **漫画、商業雑誌、出版されている博士論文等**については、**取扱いを留保（送信しない）**

※ 法律上は送信可能だが、権利者保護の観点から、運用上送信しないよう取り決め

✓ 除外手続

1. 国立国会図書館による入手可能性調査（目録等を確認の上、リスト化）
2. 事前除外手続
3. 事後除外手続（オプトアウト）

上記の手続により、「絶版等資料」であること、権利者の利益を不当に害しないことなどを担保

2.や3.で出版社等から除外申出があった場合、以下のいずれかを満たす場合に送信対象資料から除外される。

(ア) 市場で流通している場合（おおむね3か月を目安として流通予定である場合を含む）

(イ) 著作権が集中管理されている場合

(ウ) 著作者から送信停止要請があった場合（人格的理由）

(エ) 経済的理由以外の正当な理由（人権侵害、個人情報保護等）がある場合

3. (3) 個人向けの絶版等資料の送信サービス

個人向けの送信

第三十一条 (略)

10 第八項の**特定絶版等資料**とは、**第六項の規定により記録媒体に記録された著作物に係る絶版等資料のうち、著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者の申出を受けて、国立国会図書館の館長が当該申出のあつた日から起算して三月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いと認めた資料を除いたもの**をいう。

11 前項の申出は、国立国会図書館の館長に対し、当該申出に係る絶版等資料が当該申出のあつた日から起算して三月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いことを疎明する資料を添えて行うものとする。

(図書館等における複製等)

納本資料の電子化

第三十一条 (略)

8 **国立国会図書館は、次に掲げる要件を満たすときは、特定絶版等資料に係る著作物について、第六項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて、自動公衆送信**(当該自動公衆送信を受信して行う当該著作物のデジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。以下この項及び次項において同じ。)**を行うことができる。**

一 当該自動公衆送信が、当該著作物を**あらかじめ国立国会図書館に利用者情報を登録している者**(次号において「事前登録者」という。)**の用に供することを目的とするもの**であること。

二 当該自動公衆送信を受信しようとする者が当該自動公衆送信を受信する際に事前登録者であることを識別するための措置を講じていること。

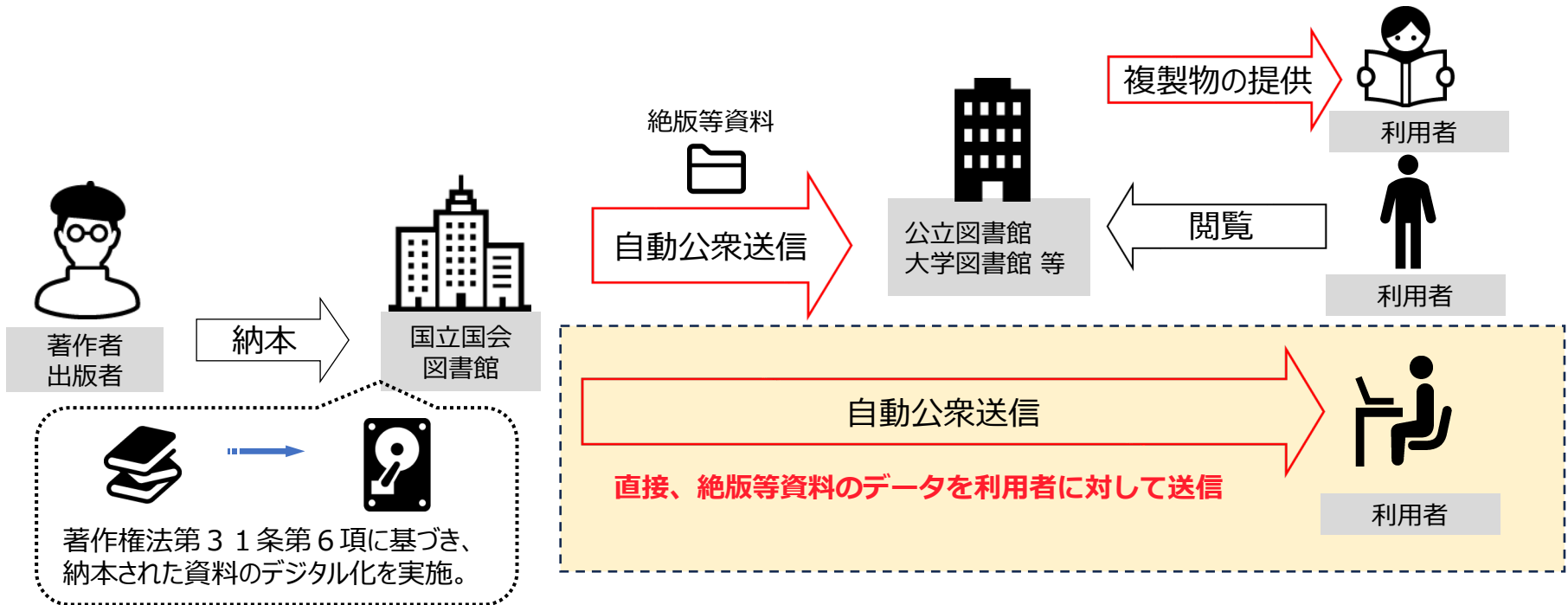
(図書館等における複製等)

第三十一条 (略)

9 前項の規定による**自動公衆送信を受信した者は、次に掲げる行為を行うことができる。**

- 一 自動公衆送信された当該著作物を自ら利用するために**必要と認められる限度において複製**すること。
- 二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件に従つて、自動公衆送信された当該著作物を**受信装置を用いて公に伝達**すること。
 - イ 個人的に又は家庭内において当該著作物が閲覧される場合の表示の大きさと同等のものとして政令で定める大きさ以下の大きさで表示する場合 営利を目的とせず、かつ、当該著作物の伝達を受ける者から料金を受けずに行うこと。
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 公共の用に供される施設であつて、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人が設置するもののうち、自動公衆送信された著作物の公の伝達を適正に行うために必要な法に関する知識を有する職員が置かれているものにおいて、営利を目的とせず、かつ、当該著作物の伝達を受ける者から料金を受けずに行うこと。

絶版等資料の個人向け送信サービス



- **国立国会図書館が、絶版等資料（3月以内に復刻等の予定があるものを除く）のデータを、事前登録した利用者（ID・パスワードで管理）に対して、直接送信できる**
- **利用者側では、自分で利用するために必要な複製（プリントアウト）や、非営利・無料等の要件の下での公の伝達（ディスプレイなどを用いて公衆に見せること）が可能**

3. (3) 個人向けの絶版等資料の送信サービス

個人向けの送信

国立国会図書館のデジタル化資料の個人送信に関する合意文書 (令和3年12月3日)

「国立国会図書館による入手困難資料の個人送信に関する関係者協議会」
(各権利者団体、図書館関係者、有識者)において合意。

https://www.ndl.go.jp/jp/preservation/digitization/kojinsoshin_agreement.pdf

本件サービスにおいて送信対象となる資料は、特定絶版等資料のうち、「国立国会図書館のデジタル化資料の図書館等への限定送信に関する合意事項」(資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会)(平成24年国図電1212041号)の「2 国立国会図書館からの送信対象となる資料の範囲」に定める範囲内の資料とされている。



「他の図書館等向けの絶版等資料の送信」と同様の運用

(参考)「絶版等資料」の定義・運用

他の図書館等
向けの送信

法律上の定義

「絶版等資料」は、法律上、「**絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料**」と定義(法第31条第1項第3号)。「絶版」はあくまで例示であり、**現に「一般に入手することが困難」と言えるかどうかによって判断。**

関係者間協議に基づく運用

✓ 送信対象資料

国立国会図書館のデジタル化資料のうち、**入手困難な資料とする。**

入手困難な資料とは、**流通在庫(出版者、書店等の市場)がなく、かつ商業的に電子配信されていない等、一般的に図書館等において購入が困難である資料とする。オンデマンド出版されている資料及び電子書籍として流通している資料は、現に商業的に流通している事実を踏まえ、入手可能なものとして扱う。**

※ **漫画、商業雑誌、出版されている博士論文等については、取扱いを留保(送信しない)**

※ 法律上は送信可能だが、権利者保護の観点から、運用上送信しないよう取り決め

✓ 除外手続

1. 国立国会図書館による入手可能性調査(目録等を確認の上、リスト化)
2. 事前除外手続
3. 事後除外手続(オプトアウト)

上記の手続により、「絶版等資料」であること、
権利者の利益を不当に害しないことなどを担保

2や3で出版社等から除外申出があった場合、以下のいずれかを満たす場合に送信対象資料から除外される。
(ア) 市場で流通している場合(おおむね3か月を目安として流通予定である場合を含む)
(イ) 著作権が集中管理されている場合
(ウ) 著作権者から送信停止要請があった場合(人格的理由)
(エ) 経済的理由以外の正当な理由(人権侵害、個人情報保護等)がある場合